

令和8年8月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

「キャッシュカード規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、お客さまのご預金をお守りし、金融犯罪の被害防止に取り組む対策として、令和8年9月1日より、下記の通り「キャッシュカード規定」を改定させていただきます。

なお、改定後の新规定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和8年9月1日（火）

2. 対象となる規定

キャッシュカード規定

3. 改定内容

- （1）法人のお客さまへの代理人カード発行サービスを終了いたします。
- （2）代理人カードを発行または再発行する場合、当組合所定の手数料をいただきます。
- （3）詳細につきましては、「新旧対比表」をご参照ください。

4. その他

手数料の詳細については、「手数料新設のお知らせ」をご確認ください。

※ご不明な点がございましたら、当組合お取引店までお問合せください。

「キャッシュカード規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
1	1. ～ 5. 省略	1. ～ 5. 省略	
2	6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) (1) 代理人 (<u>個人・法人とも</u> 代理人は1名限りとし、 <u>個人の場合は同居者のうち配偶者、成人した子および親に限る。法人の場合は経理責任者等に限る。</u>) による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。	6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) (1) 代理人 (代理人は1名限りとし、同居者のうち配偶者、成人した子および親に限る。) による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。 <u>なお、代理人カードを発行および再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。</u>	法人の取扱いを削除 手数料の取扱いを追加
	(2)、(3) 省略	(2)、(3) 省略 <u>(4) 法人の代理人カードは発行いたしません。</u>	法人の取扱いを追加
	7. ～ 18. 省略	7. ～ 18. 省略	
5	2020年4月1日 現在 群馬県信用組合	<u>2026年9月1日 現在</u> 群馬県信用組合	改訂日を変更